

鳥取県農山村ボランティア受入申込事務処理要領

制 定 平成27年3月30日付第201400204944号鳥取県農地・水保全課長通知

(目的)

第1 この要領は、中山間地域において農地、農業用施設等の保全管理や地域の特性を活かした農産物の生産、加工品づくり等が困難な集落等に外部からの労力補完を行うとともに、交流による農村活力の増進を図るために行う農山村ボランティアの派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)農山村ボランティア とっとり農山村資源保全活動推進事業における農山村ボランティア事務局を通じて派遣され、社会貢献活動として本県の地域資源保全等を支援する者をいう。
- (2)受入れ地域・集落 とっとり農山村資源保全活動推進事業において、農山村ボランティアの受入れを行う地域や集落、農業者が組織する団体等をいう。

(受入農家)

第3 受入れ農家は、農山村ボランティアの派遣を希望する場合は、原則派遣希望日の2週間前までに、農山村ボランティア受入申込書(第1号様式、以下「受入申込書」という。)を受入れ地域・集落等が存する市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による受入申込みがあった場合は必要に応じて調整を行った上で、農山村ボランティア事務局業務受託者(以下「事務局受託者」という。)及び農林水産部農地・水保全課長(以下「農地・水保全課長」という。)へ、受入申込書の写しをPDFファイル等の電子データにより速やかに送付し、農山村ボランティアが円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、前項の規定による農山村ボランティア受入に係る調整について、農地・水保全課長や事務局受託者と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第3関係)

農山村ボランティア受入 申込書

平成 年 月 日

(宛先)

市町村長

様

〒
住所

集落名

代表者 印

電話(自宅)
電話(携帯)

私たちは、鳥取県農山村ボランティア受入申込要領に基づき、受入れ集落・地域として申込みます。

1. 事務局受託者	
2. 作業対象施設名	
3. 施設種別	
4. 上記住所	
5. 作業時期	
6. 作業内容	
7. 作業に要する時間	
8. ボランティア 必要人数	
9. 集合場所	
10. 作業道具	
11. 昼食の準備及び場所	(昼食の準備は、受け入れ集落・地域でできますか)
12. トイレの関係	(どこを利用できますか)(作業場所から所要時間)
13. ボランティアへの アピール	(作業方法は丁寧に指導しますので、初心者でもOK) (近くに、景勝地があります)

作業場所や位置のわかる図面や地図を添付してください。